

風俗営業等の規制概要

風俗営業【許可営業】

◆ 営業種別

【接待飲食等営業】

1号営業	キャバレー、料理店、カフェー等	客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2号営業	喫茶店、バー等	客に飲食をさせる営業で、照度を10ルクス以下として営むもの
3号営業	喫茶店、バー等	客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難である客席を設けて営むもの（広さが5㎡以下のもの）

【遊技場営業】

4号営業	まあじゃん屋、ぱちんこ屋等	客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5号営業	スロットマシン、テレビゲーム機等	本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗等において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業

◆ 風俗営業が禁止される地域

○ 都市計画法上の用途が住居系の地域

第1種低層住居専用地域	営業禁止地域
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	営業禁止地域 (兵庫県風俗営業法施行条例施行規則第2条別表に掲げる道路の側端から30m以内の地域を除く。)
第2種住居地域	
準住居地域	

○ 保護すべき施設の周辺を制限

施 設	営 業 種 別	地 域		
		第 2 種地域	第 3 種地域	第 4 種地域
学校、図書館、保育所 又は認定こども園	ぱちんこ屋等	100m	70m	50m
	その他の風俗営業	70m	50m	30m
病院、有床診療所	ぱちんこ屋等	70m	50m	30m
	その他の風俗営業	50m	30m	—

※「認定こども園」は、特定認可外保育施設型認定こども園を除く。

※「ぱちんこ屋等」とは、風俗営業法第2条第1項第4号の営業をいう。

※距離は、施設敷地の境界からの水平面直線距離をいう。